

企業誘致を推進するための新たな産業用地の創出に向けた調査業務委託先募集に係る質問への回答

No.	質問	回答
1	「募集要項」3応募資格について、複数の事業者がグループで応募することは可能か。また、その場合には参加要件等はあるか。	複数の事業者による申請は、認めていません。ただし、委託契約締結後、本市の文書による承認を得たうえで、第三者に一部の業務を委託することは可能です。
2	「仕様書」3作業項目(1)について、「重点地区(久我・羽束師)」は、2箇所の工業専用地域か。	名神高速道路桂川パーキングエリアに隣接する工業専用地域(伏見区久我西出町ほか)で指定されているエリア1箇所です。
3	「仕様書」3作業項目(2)について、「産業用地候補先(4箇所以上)」は、既に候補先が選定されているのか。選定されているのであれば、その地区を公表することは可能か。この業務の中で候補先を選定するところから始めるのか。	産業用地候補先は、選定していません。委託契約締結後、選定された事業者と本市との協議により、本調査業務の実施に係る候補先を決定します。
4	地権者情報について、京都市から地権者リストの提供を受けられるか。リスト提供が可能な場合、リスト記載人数、リストの収録項目内容(氏名、住所など)、ソース(登記簿謄本をベースとしたデータなのか)をお教えください。	土地地権者の意向調査に先立ち、必要な登記簿謄本は、本市が取得します。
5	地権者に対する意向調査を実施するとあるが、訪問調査を行う必要があるか。	募集要項6(イ)に記載のとおり、調査の具体的な内容、調査手法、調査の進め方、実施時期等について、御提案ください。
6	地権者に対する意向調査を実施するとあるが、何の意向を調査するのか。提案事項か。	質問No.5の回答を御参照ください。
7	市域全域を対象とした産業用地候補先の調査について4箇所以上としているが、候補先の目処は市の方でしているのか。それとも受託者がゼロベースで調査し、選定するものか。	質問No.3の回答を御参照ください。

8	整備手法について、土木整備の方法を指すのか。	「土木整備の方法」に限定するものではありません。
9	費用、スケジュールに関して、候補地に対し測量から造成法までの事業費・期間を算出するという理解でよいか。	「候補地に対し測量から造成方法までの事業費・期間を算出すること」に限定するものではありません。